

湖西市条例第 24 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

湖西市長

田内 昭二

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「場合」の次に「若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 7 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 8 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 1 号中「行う」を「実施する」に改め、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を加え、同条第 7 項中「のものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 10 条中「相談援助業務」を「児童福祉事業」に改める。

第 15 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 15 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間

教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 16 条第 2 項中「必要な」を削り、同条第 5 項中「その事業所」を「居宅訪問型保育事業所」に改める。

第 20 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 23 条第 2 項中「市」を「当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る市」に改める。

第 24 条第 5 号中「含む」の次に「。次号において同じ」を加え、同条第 6 号中「前号の」を「前号に掲げる」に改める。

第 29 条中「小規模保育事業 B 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業 C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第 31 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」を「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号又は第 3 号」に改め、同条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知

識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（附則第 7 項又は第 8 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 33 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 37 条中「第 6 条の 3 第 10 項」を「第 6 条の 3 第 10 項第 1 号」に改める。

第 39 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

第 40 条中「の事業所」を「が当該事業を行う事業所」に改める。

第 46 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第 7 項又は第 8 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 47 条第 1 項中「第 8 条第 1 号及び第 2 号」を「第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 49 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 50 条中「、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 50 条において準用する第 30 条第 5 号」と」を削る。

附則第 3 項中「家庭的保育事業者等（）」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

附則第 6 項中「足りる」の次に「保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は」を、「家庭的保育事業等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第 8 項中「この条」を「この項」に改める。

附則第 9 項中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 31 条第 3 項」を「第 31 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「第 46 条第 3 項」を「第 46 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 31 条第 2 項又は第 46 条第 2 項により算定されるものをいう。）」を「前 2 項の規

定の適用がないものとした場合の第 31 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

(湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 7 年湖西市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「保育士」の次に「及び保育従事者」を加え、「当分」を「令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「改正後の湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の条例」という。）」を、「規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を、「改正前の湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の条例」という。）」を加え、附則に次の 1 項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第 31 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 46 条第 2 項及び第 49 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第 31 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 46 条第 2 項及び第 49 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」を

「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」

第 4 章 雑則（第 53 条）

に改める。

第 2 条第 2 項第 2 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 2 項第 10 号中「市町村」を「市」に改める。

第 3 条第 1 項中「適切で」を「良質かつ適切で」に改める。

第 4 条の見出しを削る。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に、「教育・保育給付認定に」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定に」に改め、同条第 4 項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第 73 条第 1 項」を「附則第 73 条第 1 項」に改め、「。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ」を削る。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加え、「、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）」を「及び保育必要量」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 12 条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 14 条第 1 項中「この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項において」を削る。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 20 条第 7 号中「第 6 条第 2 項及び第 3 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、「選考方法」の次に「及び同条第 3 項に規定する選考の方法」を加える。

第 22 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

第 29 条第 1 項中「、利用者支援事業」の次に「（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）」を加える。

第 32 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項後段中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは、「教育認定子ども」に、「除く」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「除き、」を「満 3 歳以上保育認定子ども（」に、「含む」を「含む。）」に改める。

第 36 条第 1 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「前項」を「、前項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」を「第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改め、「第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもの総数」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの総数」に改め、「利用定員」の次に「の総数」を加え、「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「を除く」とある」を「満 3 歳以上保育認定子ども」とある」に、「及び特別利用教育」を「満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用教育）」に、「者を除く」を「者を除く。）」に改める。

第 37 条の見出しを削り、同条第 1 項中「第 30 条」を「第 29 条」に、「第 42 条

第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に、「第 33 条」を「第 29 条」に、「第 35 条」を「第 29 条」に、「附則第 6 項」を「附則第 4 項」に改め、同条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）」を「次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所」に、「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る」を「当該各号に定める」に改め、「（事業所内保育事業を行う事業所にあつては湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 44 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）」を削り、「及び満 1 歳」を「と満 1 歳」に、「小学校就学前子どもに」を「小学校就学前子どもとに」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 38 条第 2 項を削る。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に

「の数」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、「教育・保育給付認定」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項の選考方法」を「前 2 項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項及び第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項、第 11 項及び第 12 項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第 19 条第 3 号に掲げる」を加え、「以下この号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 12 項とし、第 8 項を第 11 項とし、第 7 項を第 10 項とし、第 6 項を第 9 項とし、同条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を、「限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、

「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業所B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号中「と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている」を「が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認める」に改め、同号に次のように加える。

- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第42条第2項第2号中「前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための」を「市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な」に、「が講じられている」を「を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確

保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第 46 条第 7 号中「第 39 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項及び第 3 項」に、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書並びに第 49 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 50 条中「、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条」を「から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）」に、「特定地域型保育事業、」を「特定地域型保育事業者、」に改め、「第 11 条中「教育・保育給付認定子ども」の次に「について」を加え、「満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「同じ。）」の次に「について」を加え、「第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、「この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項」を削り、「及び第 19 条」の次に「において」を加え、「特定教育・保育提供証明証」を「特定教育・保育提供証明書」に、「特定地域型保育提供証明証」を「特定地域型保育提供証明書」に改め、「地域型保育給付費」との次に「、第 25 条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設

の職員にあつては、同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「各号」とを加える。

第 51 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項前段中「いう。次条第 3 項」の次に「及び第 52 条第 3 項」を加え、「前節」を「この章」に、「第 40 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項、第 39 条第 3 項及び第 40 条第 2 項」に、「第 50 条」を「前条」に、「除く。次条第 3 項において同じ」を「除く」に改め、「までを含む」の次に「。第 52 条第 3 項において同じ」を加え、同項中「第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、「同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に、「同号に掲げる小学校就学前子ども」を「同号」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号」に、「教育・保育給付認定に」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定に」に改め、「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場

合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「前項」を「、前項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「前条第 1 項」を「第 51 条第 1 項」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「前節」

を「この章」に改め、「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳未満保育認定子ども）」を「満 3 歳以上保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子ども）」に改め、「、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と」を削り、「及び満 3 歳以上保育認定子ども」の次に「（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第 53 条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等の交付又は提出をしたものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第 2 項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第 2 項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第 2 項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第 2 項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第 4 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 4 項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等の交付又は提出をした」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第 1 号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第 2 号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と

と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則第2項中「同条第2項中当該特定教育・保育」を「同条第2項中「当該特定教育・保育」に改める。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

(湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年湖西市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 1 条中湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
第 15 条の改正規定及び第 3 条の規定 令和 8 年 12 月 25 日

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項及
び第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。